

関係団体及び周辺市町 との連携

7 関係団体及び周辺市町との連携

(1) 全国組織

ア. 全国基地協議会

駐留軍及び自衛隊が所在する全国の地方公共団体をもって昭和30年に組織されて以来、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する調査研究並びにその具体的解決方策を強力に推進することを目的として関係予算の獲得運動などを含め次の事業に取り組んでいる。

◎事業

1. 国有提供施設等所在市町村の実態調査並びに研究
2. 国有提供施設等の所在に伴う税収の欠陥に関する対策
3. その他本会の目的達成に必要なこと

◎加盟団体数及び組織

平成17年4月現在、250都市町村（1都148市101町村）が加盟しており、会長（1名）、副会長（7名）、理事（18名）、監事（2名）、顧問（2名）の役員がいる。役員は加盟団体の長の中から選ばれており、現在、佐世保市長が会長となって運営されているが、市町村の合併により加盟団体の数としては減少している。

事務所は全国市長会内（東京都千代田区平河町2丁目4番2号）におかれ、全国市長会の社会文教部が事務局を担当している。

また、活動については防衛施設周辺整備全国協議会と同一歩調を取っている。

イ. 防衛施設周辺整備全国協議会

防衛施設の所在及びその周辺の地方公共団体をもって昭和47年に組織され、自衛隊等の行為によって生ずる損失の補償、障害の防止及び防衛施設周辺の整備を促進することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的として、関係予算獲得のための運動などを含め次の事業を行っている。

◎事業

1. 損失の補償及び障害の防止又は軽減に関する調査研究及びその対策
2. 防衛施設周辺整備に関する調査研究及びその対策
3. 飛行場周辺の安全に関する調査研究及びその対策
4. その他防衛施設周辺整備に関し、必要と認めた事業

◎加盟団体数及び組織

平成17年4月現在271市町村（146市125町村）が加盟しており、会長（1名）、副会長（7名）、理事（18名）、監事（2名）、顧問（3名）の役員がおり、現在、小松市長が会長の職にあり、福生市の野澤市長が副会長に就任し、運営されている。

なお、地方分権や財政的な問題等から、市町村の合併により加盟団体の数としては減少している。

活動は全国基地協議会と合同で行っており、全国基地協議会と同様に事務局を全国市長会の社会文教部が担当している。

ウ. 全国市議会議長会基地協議会

全国の米軍諸施設、自衛隊及び旧軍港等の施設に関する市議会議長で組織されており、基地関係自治体共通の問題の調査、研究並びにその具体的な解決方策を推進することを目的として次の事業を行っている。

1. 基地施設の所在することによる税収欠陥、特殊財政需要等に関する対策
2. 基地が所在することによる周辺整備対策
3. その他本会の目的達成に必要な事項

また、基地が返還された都市に共通する財産処理の対策に関することについての事業並びに国との関係予算獲得に向けての実行運動等を行っている。

平成17年4月現在171市町村が加盟しており、福生市議会の石川議長が会長に就任している。事務局を全国市議会議長会（東京都千代田区平河町2丁目4番2号）に置き、政務第一部が所管している。

なお、関東地区（東京都および神奈川、山梨、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉の各県）の加入市町村の議会議長で「全国市議会議長会基地協議会関東部会」を組織して同様の活動を行っている。

（2）基地周辺市町との組織

「横田基地周辺市町基地対策連絡会」

横田基地周辺の関係市町の連携組織としては、昭和45年4月に防衛施設が所在することによって起こる諸問題の調査並びに具体的な解決方策と地域住民の福祉の向上を図ることを目的として、7市2町の代表者各3名で「立川・横田基地対策協議会」が設置されたが立川基地の返還に伴い解消されている。

その後、7市2町の基地対策担当職員で同様の組織をつくり情報交換等を行っていたが、昭和58年5月からは、横田基地が所在する5市1町の基地対策担当者で「横田基地周辺市町基地対策連絡会」を組織し、さらに平成7年4月からは首長を含めた組織に強化して基地の所在することによって起こる共通の諸問題の調査研究と地域住民の福祉の向上を図るために具体的な解決についての調査研究を行っており、基地に関する情報交換や昭和58年から始まった米空母艦載機の離着陸訓練の中止要請等を行い、また、横田基地と同様に基地が所在することによって起こる様々な悩みを抱える関係市町への視察研究等を行っている。

「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」

米軍基地や日米地位協定に対する都民の関心が高まるなか、平成8年5月27日に都知事が横田基地周辺の視察を行った。この際、周辺5市1町の首長から東京都と関係市町による連絡会の設置について、提案し知事もその必要性を感じていたため、その提案を受けて「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」が平成8年11月11日に発足し、東京都と横田基地が所在する周辺市町が密接に連携し、基地に起因する問題の解決へ向けて協議することにより、住民福祉の向上を図ることを目的として、様々な要請並びに要望活動を行っている。

(3) 国及び東京都等の関係機関

ア. 防衛施設庁の仕組み

基地周辺対策等の実施機関として、防衛庁の中に防衛施設庁があり、8防衛施設局が設置されている。横田基地関係は東京防衛施設局が管轄している。

[東京防衛施設局]

1. 所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同調査2号館

TEL 048-600-1800

2. 組織 局長、次長の下に4部16課6室2官事務所1出張所

3. 管轄区域 関東上信越の1都7県

(東京、新潟、群馬、長野、栃木、茨城、埼玉、千葉)

4. 所掌事務
総務部 総務、会計、広報に関すること
防衛施設設置運営についての調査及び資料の作成収集

施設部 防衛施設の取得及び維持管理
損失補償
米軍使用の「施設及び区域」の提供及び返還

事業部 施設発生物品等の処理
特別調達資金による南鳥島、硫黄島への液体燃料の調達
米軍事故による損害賠償
防衛施設周辺の生活環境等の整備事業

建設部 防衛施設の建設工事の実施
防衛の用に供する施設の工事の調査及び研究

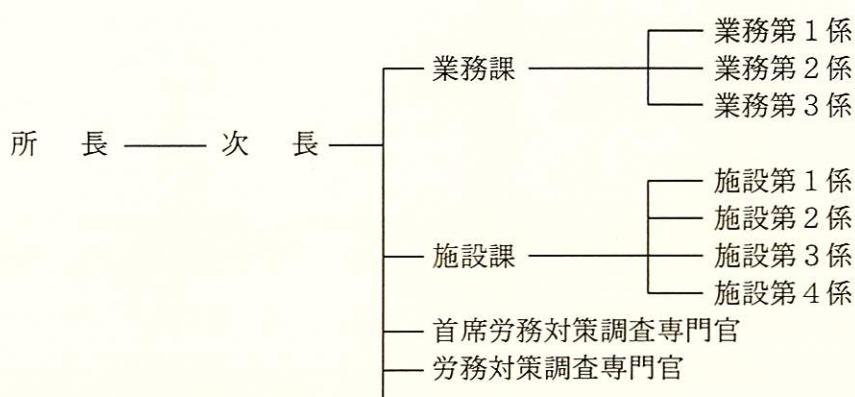
防衛施設事務所・出張所
新潟、前橋、水戸、横田、千葉の5防衛施設事務所と小笠原出張所が設置されており、防衛施設及び周辺対策等に関連する地元における窓口となっている。

[横田防衛施設事務所]

1. 名称 東京防衛施設局 横田防衛施設事務所

2. 所在地 東京都福生市熊川864番地 042-551-0319

3. 組織



涉外専門官

4. 管轄区域 東京都（特別区、伊豆諸島などの島しょ地域を除く）及び埼玉西部地域の35市
17町2村

5. 所掌事務

- ・米軍及び自衛隊が使用する施設の取得、管理、補償並びに建設工事
- ・基地周辺対策業務
- ・地位協定18条関係（事故補償）賠償業務
- ・駐留軍労務者の管理事務
- ・補助金事業関係業務

6. 沿革

昭和24年 7月 1日 特別調達庁横田監督官事務所として発足
(福生町福生2, 328番地)

昭和25年 4月 1日 特別調達庁東京特別調達局横田監督官事務所に改称

昭和27年 4月 1日 調達庁東京調達局横田出張所に改称

昭和28年 8月 1日 調達庁東京調達局横田調達事務所に改称

昭和37年11月 1日 防衛庁設置法の一部を改正する法律が公布され、東京防衛施設局
横田防衛施設事務所となる

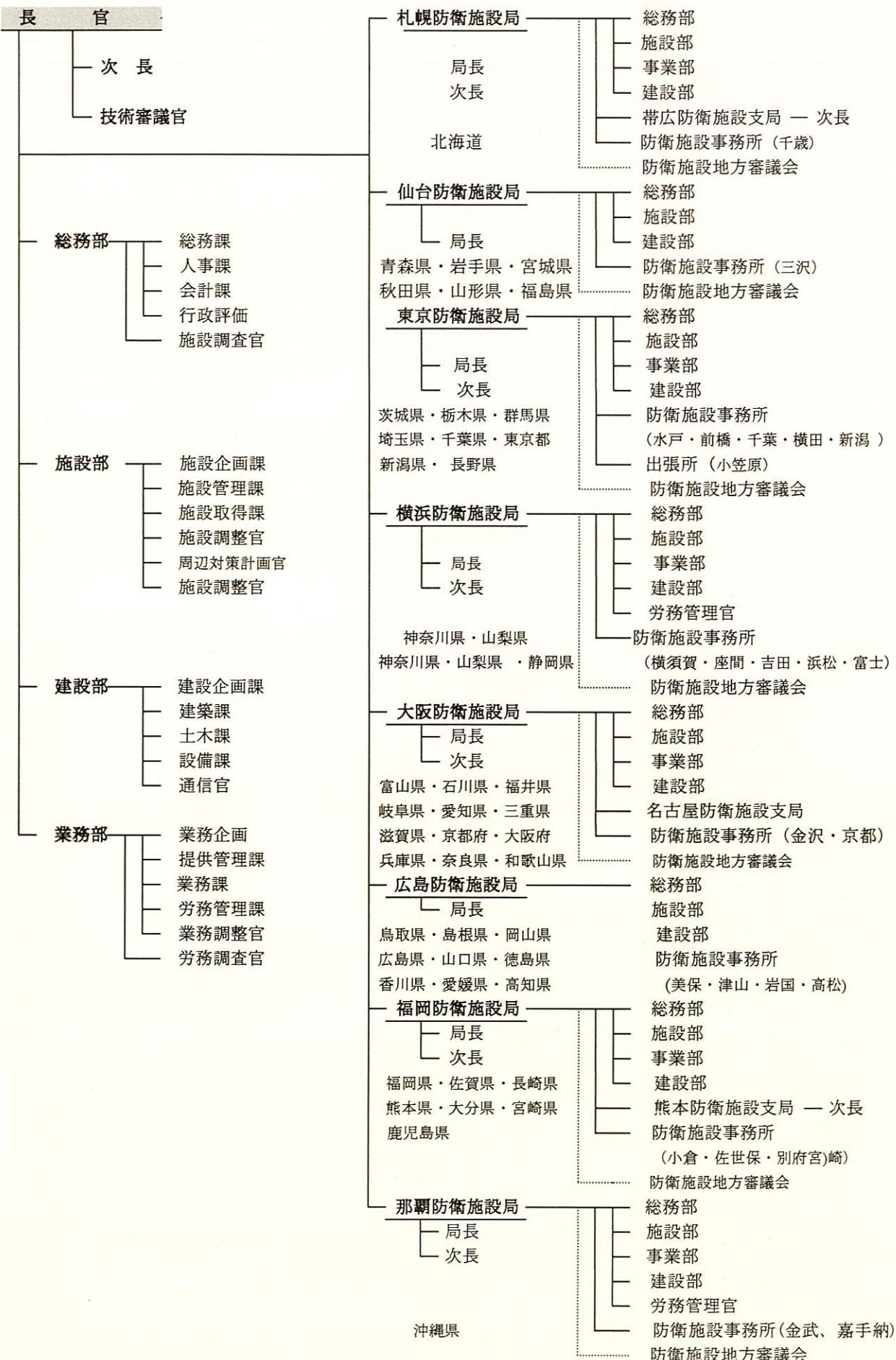
昭和47年 3月 事務所が現在の場所に完成し移転する

昭和62年 5月21日 立川防衛施設事務所が、横田防衛施設事務所に統合される

平成12年 3月 1日 入間川防衛施設事務所が、横田防衛施設事務所に統合される

防衛施設庁組織図

平成17年10月現在



イ. 東京都の基地関係窓口

東京都における基地関係窓口は、知事本局企画調整部であり、基地に基づく諸問題の対応にあたっている。

また、航空機騒音に係る環境基準の地域指定に関連して、騒音防止の観点から航空機騒音調査を環境局環境改善部規制指導課が担当している。

それぞれ、基地対策に関する企画調整部では、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（昭和37年1月設立）を通じ、関係予算の確保や対策の充実について要望している。

環境局では、関係省庁（環境省、防衛施設庁、外務省）や基地等に対して、航空機騒音防止対策の推進に関して要請等をしている。

市では、東京都市長会を通じ、東京都に対し基地周辺自治体の生活環境整備対策として、関係自治体との連携・協議を強化するとともに、国に対しても各種の渉外防止策や財政援助について積極的に要請するよう申し入れている。

なお、企画調整部では基地資料集「東京の基地」、環境局では「航空機騒音調査結果報告書」を発行しており、今回この資料を参考にさせていただいた。

ウ. 財団法人 防衛施設周辺整備協会

住宅防音工事の工事関係窓口となっている財団法人防衛施設周辺整備協会は、昭和52年6月1日に設立された。

同協会は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する諸問題の解決と改善のため、必要とされる施策についての調査及び研究を行い、その結果を国及び地方公共団体等の施策に反映させ、また必要な事業の推進に強力し、もって民生の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としており、次のような事業を行っている。

1. 助成事業

NHK放送受信料の半額助成（平成18年4月からは防衛施設局で実施）

空調機器稼働費に対する助成

防音事業関連維持費に対する助成

自衛隊の現地部隊等が実施する、周辺住民との融和を図るための行事に対する助成

防衛施設周辺市町村等が実施する、自衛隊等と住民との融和に資する行事に対する助成

2. 融資事業

合衆国軍隊の構成員等の不法行為による被害者等に対する無利子による融資

3. 講演会等の実施

防衛施設周辺市町村との共催による講演会の実施

防衛施設周辺市町村との共催による市民活動講演会の実施

4. 調査研究

5. 国からの受託事業

飛行場等の周辺に係る騒音度等の調査

飛行場等周辺に所在する国有財産の経常的管理

演習場周辺防災対策関連調査

6. 住宅防音事業

住宅防音工事の事務受託

防音工事で設置した空調機器の機能復旧工事の受託

7. 研修会の実施

防衛施設周辺整備全国協議会との共催による全国基地周辺対策実務中央研修会の実施

地方基地周辺対策協議会との共催による基地周辺対策実務地方研修会の実施

8. 出版事業

「調和」、「防衛施設広報」等の出版・販売

※上記1～8の項目については、通常の事業を列記したものであるが、一般的には、6の住宅防音事業関係が知られている。住宅防音工事についての問い合わせ等は、市役所並びに横田防衛施設事務所と防衛施設周辺整備協会（東京支所）が行っており、工事の申し込みは、新規工事については市役所で、追加工事は協会で受付を行い、その後は、協会から工事等の連絡が申し込み者に行なわれる。

◎本 部 〒105-0014 東京都港区芝3-41-8 駐健保会館内 03-3451-9221

◎東京支所 〒196-0014 東京都昭島市田中町568-1昭島昭和第2ビル1F 042-500-1855